

USPTO、特許の利害関係者等の登録に関する規則案を公表

2014年2月3日
JETRO NY 諸岡

米国特許商標庁（USPTO）は、1月24日付官報¹において、特許の利害関係者等の登録に関する規則案を公表した。

この規則案は、2013年6月4日にオバマ政権が公表したパテントロール対策²のうちの一つに対応するもの。

パテントロールはダミー企業を用いることが多いことから、現在議会上程されている法案においても、真の利害関係者の開示を義務付ける条項が存在するが、たとえば先般下院本会議を通過した法案においては、当該開示は訴訟になった場合等に限られていた³。

他方、今般公表された案においては、アサイニーを含む特許権者や、専用実施権などの権利執行権を有する者、背後の受益者（hidden beneficial owners）、究極の親会社（ultimate parent entities）についての情報を、

- ・出願後速やかに
 - ・出願係属中にこれらの情報が変更された場合、3ヶ月以内
 - ・特許発行料支払時
 - ・当事者系レビュー（IPR）、特許発行後レビュー（異議申立、PGR）等の対象となったとき
- に登録することとされている。

また、同官報のなかで、ライセンス可能な特許権についての情報の公開をUSPTOが行うべきかどうかについても意見を求めている。

意見募集は2014年3月25日が締め切りとされている。

¹ [1月24日付官報](#)（PDF）

² 2013年6月5日付米国発特許ニュース：[オバマ政権、パテントロール対策を打ち出す](#)（PDF）参照。

³ 2013年12月7日付米国発特許ニュース：[特許訴訟悪用抑止法案下院本会議を通過](#)（PDF）参照。なお、現時点での上院版（S.1270）においては、訴訟の有無にかかわらず、所有者等に変更があった場合に届け出ることとされている。

(了)